

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：総合通信局	整理番号（ 1-1 ） （ 1-2 ）
-------------	------------------------

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	内部管理事務
事務・権限の概要	<p>(1) 目的 一般消費者の利益の保護。</p> <p>(2) 根拠法令 総務省設置法第28条第1項 総務省組織規則第273条</p> <p>(3) 関係する計画・通知等 —</p> <p>(4) 出先機関が実施している具体的な業務内容 職員の人事、給与、公文書の審査等</p>
予算の状況 （単位：百万円）	総合通信局等（11局）の経費のうち一般財源（8,978百万円）及び電波利用料財源（4,847百万円）の内数。
関係職員数	総合通信局等（11局）の定員（1,387人）の内数
事務量（アウト プット）	—
地方側の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日）「国」 ・内部管理事務（地方移譲に係るもの）「地方移譲」
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日） 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』
自己仕分け 【仕分け結果】	<p>（地域主権戦略大綱P8（注）①、②に該当）</p> <p>総合通信局内部の組織・職員に係る事務で、組織を管理していく上で必要不可欠な業務であり、地方移譲し分散させることは非効率である。</p> <p>また、組織内部の情報管理の観点からも、分散することは著しい支障を生じるものである。</p> <p>なお、地方移譲が生じる場合に、それに相応する内部管理事務は移譲するものとする。</p>
備考	

(1-1) C—c (1-2) A—a
--

事務・権限自己仕分けシート

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
出先機関名：総合通信局	整理番号（ 2 ）
事務・権限名	無線通信等に関する一般消費者の利益の保護のための広報啓発、行政相談、指導等
事務・権限の概要	<p>(1) 目的 一般消費者の利益の保護。</p> <p>(2) 根拠法令 ① 所掌事務規定 総務省設置法第 28 条第 1 項 総務省組織規則第 273 条 ② 具体的事務の根拠法令 —</p> <p>(3) 出先機関が実施している具体的な業務内容 ① 無線通信等に関する広報啓発に係る事務 ② 無線通信等に関する行政相談及び指導等に係る事務</p>
予算の状況 (単位:百万円)	総合通信局等(11局)の経費のうち一般財源(8,978百万円)の内数。
関係職員数	総合通信局等(11局)の定員(1,387人)の内数
事務量(アウト プット)	行政相談受付件数 平成20年度 約4万1千件 平成21年度 約3万7千件 (関係課直接対応を含む)
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日)「地方移管」
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日) 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">A-b</div>	<p>総合通信局では、一般消費者から寄せられる電話などによる相談・問い合わせ等に対し、関係課へ直接入るもの以外に、全般相談として総合通信相談所という窓口において対応(総務部門の職員が他の業務と併行して実施)を行っている。相談・問い合わせ内容の多くは受信障害や無線局免許等の申請に係るものなど、電波監理に関するものが多く、特に高度な専門性が求められる内容に対して、迅速、効率的かつ的確に対処するためには、電波監理の専門部門において対応することが一般消費者の利益に合致すると考えられる。</p> <p>一方、消費者にとっては、国民サービスに関する問い合わせ先が集約され、専門的な対応が可能な関係機関と連携した上で、省庁横断的な相談窓口が行政区域単位に存在することの利便性もある。このため、このような行政区域単位の横断的窓口が消費者のために設けられる場合に、問い合わせ窓口に係る事務を個々の地方自治体の発意に応じ、選択的に移譲することは可能。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：総合通信局

整理番号（ 3 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）

事務・権限名	電波利用料の徴収等
事務・権限の概要	<p>(1)目的 電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波の監視、総合無線局管理ファイルの作成等）の経費を徴収すること。</p> <p>(2)根拠法令 ①所掌事務規定 総務省設置法第28条第1項 総務省組織規則第273条 ②具体的事務の根拠法令 電波法等</p> <p>(3)関係する計画・通知等 —</p> <p>(4)出先機関が実施している具体的な業務内容 ・債権の確定、納入告知書・督促状等の発送 ・未納者に対する文書・電話・訪問による指導 ・滞納者に対する強制徴収等</p>
予算の状況 (単位:百万円)	総合通信局等(11局)の経費のうち一般財源(8,978百万円)及び電波利用料財源(4,847百万円)の内数
関係職員数	総合通信局等(11局)の定員(1,387人)の内数
事務量(アウトプット)	<p>【20年度】</p> <p>1 徴収済額・徴収率(金額ベース)約750億円 99.96%</p> <p>2 納付指導件数(対象債権数 約22,000件):約74,000件(延指導件数)</p> <p>3 滞納処分 文書調査(債権数×調査回数)約6,000、財産差押え:約600</p> <p>【21年度】</p> <p>1 徴収済額・徴収率(金額ベース)約642億円 99.97%</p> <p>2 納付指導件数(対象債権数 約27,000件):約61,000件(延指導件数)</p> <p>3 滞納処分 文書調査(債権数×調査回数)約6,000、財産差押え:約600</p>
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日) 「国」
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	地方分権推進委員会 第二次勧告 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C - c</div>	<p>(地域主権戦略大綱P8 (注)①、④に該当)</p> <p>電波の適正な利用確保のため、総務大臣が行う電波の監視等に必要な経費として徴収する電波利用料は、無線局免許等の日を基準として毎年度発生するものであり、「無線局の免許等」に付随した一体不可分の事務である。また、本事務は、事務量的にも限られた人数で実施しており、地方移譲によりかえって行政効率は低下すると考えられる。</p> <p>よって、引き続き総合通信局において実施することが適当である。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名：総合通信局	整理番号（ 4 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	電気通信事業の登録・届出等		
事務・権限の概要	<p>(1) 目的 電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図る。</p> <p>(2) 根拠法令 ① 所掌事務規定 総務省設置法第28条第1項 総務省組織規則第274条 ② 具体的事務の根拠法令 電気通信事業法</p> <p>(3) 出先機関が実施している具体的な業務内容 電気通信事業の登録・届出等の事務</p>		
予算の状況 (単位:百万円)	総合通信局等(11局)の経費のうち一般財源(8,978百万円)の内数		
関係職員数	総合通信局等(11局)の定員(1,387人)の内数		
事務量(アウト プット)	電気通信事業の登録・届出件数(平成21年度) ・ 登録:12件、届出:911件		
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日)「地方移管」		
その他各方面の 意見			
既往の政府方針 等	地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日) 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』		
自己仕分け 【仕分け結果】 ※	<p>電気通信事業の登録・届出等の事務は、次の理由から、国による一様の規律を要する事務だが、自治体側の要求内容が不分明なところを今後確認・精査した上で対応したい。</p> <p>(1) 携帯電話・ブロードバンドなどに代表される電気通信サービスは、警察・消防等への緊急通報といった国民の生命・身体の安全性確保、電子商取引をはじめとした企業の経済活動の基盤となる重要な社会インフラとして、高い公共性を有するものであり、その業務に対する規律の適正な運用を確保することが必要である。</p> <p>当該規律の適正な運用に際しては、2015年頃を目途に全世界でブロードバンド利用を実現する「光の道」構想(新成長戦略(2010年6月閣議決定)等)など、国が推進する電気通信行政全体との整合性確保が不可欠となる。</p> <p>(2) また、携帯電話の利用者は1億を超え、ブロードバンドの利用者は3000万を超える中で、事故・障害や違法・有害情報による被害等が発生した際は、国民生活や企業の経済活動に多大な支障を与えることになる。</p>		

	<p>(3) このため、電気通信事業者には、サービスの安定的な提供や利用者保護等を図ることが求められているが、電気通信サービスは、各事業者のネットワークが相互につながり、全国的・国際的規模で提供されるものであり、県域等の概念にとらわれるものではないため、県域等をまたがる事業者が太宗（現に約8割の事業者は、全国をサービス区域）を占める中で、地域ごとに規律の運用が異なると、事業者に混乱が生じ、ひいては国民利用者の利益が損なわれるおそれがある。</p> <p>(4) また、事業者同士のネットワークが、全国的規模で物理的につながってサービスが提供される特性上、ある自治体で生じた事故・障害等であっても、その影響はその自治体にとどまらず、大規模化・広域化するおそれが高く、事故・障害等の被害者・被害場所と起因者・起因場所が別々の自治体となることが通例である。</p> <p>(5) このような電気通信事業の性格上、ある自治体のみで、緊急時の対応等を迅速かつ的確に行うことは困難であり、また県域等をまたがる事業者が太宗を占める実態に即した規律の運用を行うことが、国民生活や企業の経済活動の基盤としての電気通信サービスの安定的な提供につながると考えられることから、電気通信事業の登録・届出等の事務は、国として広域的・統一的な対応を一元的に行うことが必要である。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

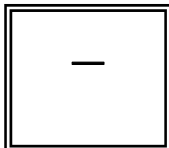
出先機関名：総合通信局 整理番号（ 5 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	情報通信技術（ICT）に関する産学官連携（民間に対する助成）
事務・権限の概要	<p>（１） 目的 地域における情報通信技術の振興強化を図るため、地域の大学、企業、自治体等からなる産学官の体制により、最先端の情報通信技術分野における研究開発や活用方策等の検討を行い、その成果を広く展開することを目的として実施する。</p> <p>（２） 根拠法令 ① 所掌事務規定 総務省設置法第２８条第１項 総務省組織規則第２７４条 ② 具体的事務の根拠法令 総務省組織規則第２８３条の２第１号 情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策のうち情報の電磁的流通を促進するための国、独立行政法人、地方公共団体、大学、民間等の連携に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>（３） 関係する計画・通知等 第３期科学技術基本計画（平成１８年３月２８日閣議決定）</p> <p>（４） 出先機関が実施している具体的な業務内容 ① 調査の実施 地域における最先端の情報通信技術に対する固有ニーズ、技術開発のシーズ等についての現状調査 等 ② 検討会の開催 ・地域におけるニーズとシーズのマッチング ・地域内研究開発連携の在り方 ・実証実験プロジェクトの実施体制 等を検討 ③ 成果の周知 最先端の情報通信技術の活用方策等についてセミナーなどで周知 なお、民間に対する助成は現在行っていないことから、助成に係る具体的事務は現在実施していない。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	総合通信局等（１１局）の経費のうち一般財源（８，９７８百万円）の内数
関係職員数	総合通信局等（１１局）の定員（１，３８７人）の内数
事務量（アウトプット）	
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成２２年７月１５日） 「地方移管」
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成２０年１２月８日） 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>A—b</p> </div>	<p>地域における情報通信技術の振興強化を図るためには、地域の大学、企業、自治体等からなる産学官の体制により、最先端の情報通信技術の研究開発や活用方策等の検討を行うとともに、その成果を広く展開する取組が有効と考えられる。</p> <p>地方総合通信局では、これまでも地域における地域における最先端技術に対する固有のニーズや技術開発のシーズ等についての把握や、連携のための関係者間との連絡調整、地域の実情に適した研究開発テーマや情報通信技術の活用方策等のほか、セミナー等を通じた周知などにも取り組んでいる。</p> <p>しかし、地域の課題解決を目指し、地域における情報通信分野の研究テーマの発掘や研究開発、地元の大学、企業等が参画する実験プロジェクトや連携体制の強化の取組については、地域におけるニーズやシーズを踏まえ、地方自治体で実施することでその成果・効果が高まることも考えられるため、地域内での産学官連携推進の取組について、個々の地方自治体の発意があれば、移譲することが可能と考えられる。</p> <p>なお、情報通信技術の産学官連携に関し、民間に対する助成事務は現在実施していない。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：総合通信局 整理番号（ 6 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	情報通信技術（ICT）に関する研究開発（民間に対する助成）
事務・権限の概要	<p>（１） 目的 情報通信分野の技術開発を民間においても実施することで、我が国が抱える社会的課題の解決や国際競争力の向上を目的とし、地域の企業・大学等の研究開発に係る事務の支援を行っている。</p> <p>（２） 根拠法令 ① 所掌事務規定 総務省設置法第２８条第１項 総務省組織規則第２７４条 ② 具体的事務の根拠法令 総務省組織規則第２８３条の２第２号 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関すること。</p> <p>（３） 関係する計画・通知等 第３期科学技術基本計画（平成１８年３月２８日閣議決定）</p> <p>（４） 出先機関が実施している具体的な業務内容 総合通信局においては、本省での総務省組織規則の規定に基づき、以下の庶務的事務を実施。 ア 地域の企業・大学等からの提案受付・相談事務 イ 研究開発に関するセミナー等の開催に係る事務 等 なお、民間に対する助成は行っておらず、当該助成に関する地方総合通信局での事務は現在実施していない。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	—
事務量（アウト プット）	—
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成２２年７月１５日） 「地方移管」
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成２０年１２月８日） 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』
自己仕分け 【仕分け結果】 	地方総合通信局では、情報通信分野の技術開発を民間においても実施する上での、各種相談や様々な支援制度の周知・助言など、研究開発に関する支援は必要に応じ行っているが、現在、地域の企業・大学等の研究開発に対する助成は行っておらず、助成に関する事務は地方総合通信局では実施していない。
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：総合通信局

整理番号（ 7 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	情報通信技術（ICT）に関する研究開発（国の委託研究）
事務・権限の概要	<p>（１） 目的 最先端の情報通信技術分野における基礎的でハイリスクな技術の研究開発を国が推進することで、イノベーションの源泉となる ICT 分野の基盤となる技術を確立し、我が国が抱える社会的課題の解決や我が国の国際競争力の強化に資することを目的として実施する。</p> <p>（２） 根拠法令 ① 所掌事務規定 総務省設置法第 28 条第 1 項 総務省組織規則第 274 条 ② 具体的事務の根拠法令 総務省組織規則第 283 条の 2 第 2 号 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関すること。</p> <p>（３） 関係する計画・通知等 第 3 期科学技術基本計画（平成 18 年 3 月 28 日閣議決定）</p> <p>（４） 出先機関が実施している具体的な業務内容 総合通信局においては、本省での研究開発課題採択の決定に基づき、以下の庶務的事務を実施。 ア 地域の企業・大学等からの提案受付・相談事務 イ 地域の企業・大学等との契約書類（研究計画を含む）・相談事務 ウ 委託契約に係る経理検査事務（会計検査院対応を含む） エ 公募説明会・成果発表会の開催に係る事務 等</p>
予算の状況 （単位：百万円）	総合通信局等（11 局）の経費のうち一般財源（8,978 百万円）の内数
関係職員数	総合通信局等（11 局）の定員（1,387 人）の内数
事務量（アウト プット）	各事務の直近の事務量は全国合計で以下のとおり。 ア 提案書類の件数：年間約 640 件程度 イ 委託契約の件数：年間約 310 件程度 ウ 委託契約に係る実地検査の件数：年間約 90 件程度 エ 公募説明会の開催件数：年間約 50 件程度
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成 22 年 7 月 15 日） 「地方移管」
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成 20 年 12 月 8 日） 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>A - b</p> </div>	<p>本委託研究は、情報通信技術分野の戦略的な研究開発テーマに関し、国際競争力の強化や国民の安心・安全の確保、若手研究者の育成などへの貢献が期待される独創性、新規性の高い研究開発のうち、特に、地域固有の課題解決や地場産業の振興・創出など地域活性化のために、地域に密着した大学や、地域の中小・中堅企業等の研究開発を支援するものである。</p> <p>委託研究テーマは、全国各地の企業・大学等からの研究開発提案を外部有識者の意見も参照しつつ、国として実施すべきICT分野の基盤となる技術を確立するために必要な研究開発課題として選定される。その際、地方総合通信局においては、地域の企業・大学等の利便性を確保するとともに、研究開発執行業務の効率化を図るため、本省が行う研究開発課題の採択結果に従い、委託先となる大学、民間企業等との委託契約や窓口業務に関し、庶務的業務のみを実施している。</p> <p>なお、契約等に当たっての庶務的業務においては、委託契約に当たっての研究計画の確認や経理検査時における研究実施内容と経費支出の整合性の確認等の際、最先端のICT分野の技術に精通した専門知識を有する職員の配置が不可欠である。</p> <p>こうした専門的知識を有する職員を配置されることを前提に、これら庶務的業務について自治体の発意に応じて移譲することが可能である。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：総合通信局 整理番号（ 8 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	情報通信技術（ICT）に関するベンチャー支援（独立行政法人への推薦）
事務・権限の概要	<p>(1) 目的 社会経済の情報化の進展に伴い国民経済及び国民生活における情報の流通の重要性が増大していることにかんがみ、特定通信・放送開発事業の実施の円滑化に必要な措置を講ずること等により、新たな通信・放送事業分野の開拓等を通じて電気通信による情報の円滑な流通の促進を図り、もって我が国における情報化の均衡ある発展に資する。</p> <p>(2) 根拠法令 ① 所掌事務規定 総務省設置法第28条第1項 総務省組織規則第274条 ② 具体的事務の根拠法令 ・ 独立行政法人情報通信研究機構法（以下「NICT法」という。）第14条第2項第4号 特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号。以下「通信・放送開発法」という。）第6条に規定する業務 ・ 通信・放送開発法第6条第1項第3号 通信・放送開発事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。</p> <p>(3) 関係する計画・通知等 「独立行政法人情報通信研究機構が達成すべき業務運営に関する目標」（第2期中期目標）</p> <p>(4) 出先機関が実施している具体的な事務内容 NICT法及び通信・放送開発法に基づき交付する助成金について、NICTに対して、助成を受けようとする通信・放送新規事業者の推薦事務 ・ NICTの「通信・放送新規事業助成金応募要領」において、「助成対象事業者としての要件」として、「総務省地方総合通信局、総務省沖縄総合通信事務所、都道府県、情報通信の発展に寄与する活動を行う公益法人、情報通信技術分野の講座を開設している大学又はそれを担当している教授等（助教授、講師を含む。）のいずれかの機関等からの推薦を受けること」とされている。 ・ 助成を受けようとする通信・放送新規事業者から総合通信局又は沖縄総合通信事務所あて推薦希望があった場合、推薦事務を実施。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	総合通信局等（11局）の経費のうち一般財源（8,978百万円）の内数
関係職員数	総合通信局等（11局）の定員（1,387人）の内数
事務量（アウトプット）	平成18年度：11件、平成19年度：10件、平成20年度：8件、平成21年度：7件
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日） 「地方移管」
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	・ 地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日） 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』

	<ul style="list-style-type: none"> 行政刷新会議の事業仕分け（平成21年11月13日） 『情報通信分野のベンチャー企業支援については、平成21年7月に設立された(株)産業革新機構に助成事業を統合すべき等との理由から、「廃止」』
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div data-bbox="196 383 363 528" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">-</div>	<p>行政刷新会議の事業仕分けにおいて、情報通信分野のベンチャー企業支援については、平成21年7月に設立された(株)産業革新機構に助成事業を統合すべき等との理由から、「廃止」と評決されたことから、平成21年度末をもって廃止済。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：総合通信局

整理番号（ 9 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	情報通信技術（ICT）に関するベンチャー支援（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律における経営革新計画の承認等）
事務・権限の概要	<p>(1) 目的 中小企業の創意ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援並びに中小企業の経営革新の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業の新たな事業活動の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に資する。</p> <p>(2) 根拠法令 ① 所掌事務規定 総務省設置法第28条第1項 総務省組織規則第274条 ② 具体的事務の根拠法令 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「中小企業新事業活動促進法」という。）</p> <p>(3) 関係する計画・通知等 平成22年度中小企業支援計画（平成22年4月経済産業省）</p> <p>(4) 出先機関が実施している具体的な事務内容 中小企業新事業活動促進法に基づく「経営革新計画」の承認事務 ・ 中小企業者等が作成し、所管行政庁に提出された経営革新計画に関して、その新規性のほか、付加価値額や経常利益の向上を判断基準として、所管行政庁が適当である旨を承認。 ・ 本計画を申請し、承認を受ける中小企業者は、ほとんどが単一の県で実施されており、これら中小企業者の承認行為は都道府県知事が実施している。 ・ 複数中小企業者が共同で申請し、その主たる事務所の所在地が複数の都道府県にまたがる場合についてのみ国の出先機関（総合通信局も含む。）による承認を実施している。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	総合通信局等（11局）の経費のうち一般財源（8,978百万円）の内数
関係職員数	総合通信局等（11局）の定員（1,387人）の内数
事務量（アウトプット）	総合通信局における承認実績はない。
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日）「地方移管」
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日） 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 60px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 60px;">—</div>	<p>経営革新計画の承認は、基本的に都道府県知事が実施しており、異なる都道府県に所在する複数の中小企業が共同で申請する場合に、国の出先機関が承認事務を行うことと法定されている。</p> <p>仮に国で行っている承認事務を現在想定される広域実施体制で行うとしても、その広域的实施体制の位置づけなどが現時点では不明確であり、現行制度の安定的実施の観点からも、都道府県による永続的な広域実施体制が構築されるまでは引き続き、出先機関（総合通信局等）で実施することが適当と考えられる。</p> <p>なお、本事務については、当該法律の主務官庁である経済産業省の結論に準じ対応するものとする。</p>
<p>備考</p>	<p>中小企業新事業活動促進法の主務官庁である経済産業省中小企業庁と調整済み</p>

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：総合通信局

整理番号（ 10 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	情報通信による地域振興等（地方自治体に対する助成）
事務・権限の概要	<p>(1) 目的 情報通信基盤の整備及び公共分野における ICT 利活用の促進を支援することにより、住民利便の向上、地域の諸課題の解決、地域経済社会の活性化等を図る。</p> <p>(2) 根拠法令 総務省設置法第 28 条第 1 項 総務省組織規則第 274 条</p> <p>(3) 関係する計画・通知等 ・新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定） 「光の道」構想（2015 年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスを利用）の実現が目標とされている。</p> <p>(4) 出先機関が実施している具体的な業務内容</p> <p>① 情報通信基盤の整備及び公共分野における ICT 利活用の促進の実施に際しての申請書類の受付・形式審査 例：申請書の受理、形式審査（記載内容の不備の確認、積算金額の確認、添付書類の確認等）、本省進達</p> <p>② 複数の市町村域・県域にまたがる ICT 利活用を推進するための、ICT 導入の標準仕様策定に向けた支援事務（事業主体に対する効果検証・分析調査に必要な基礎データ収集、学識者、ICT 関係事業者等との連絡調整・協議）</p> <p>③ これまでの事業主体に対する会計検査院の実地検査対応（現地での立ち会い、実地検査のための各事業主体の事業進捗状況の把握や取得財産処分に係る相談・質問対応）</p>
予算の状況 （単位：百万円）	総合通信局等（11 局）の経費のうち一般財源（8,978 百万円）の内数
関係職員数	総合通信局等（11 局）の定員（1,387 人）の内数
事務量（アウトプット）	地域 ICT 利活用モデル構築事業（平成 21 年度当初予算） 契約数 40 件 ユビキタスタウン構想推進事業（平成 21 年度 1 次補正予算） 採択数 249 件 ICT ふるさと元気事業（平成 21 年度 2 次補正予算） 採択数（人材育成・活用事業分） 59 件 地域情報通信基盤整備推進交付金（平成 21 年度当初予算） 採択数 72 件 地域情報通信基盤整備推進交付金（平成 21 年度 1 次補正予算） 採択数 341 件 地域イントラネット基盤施設整備事業（平成 21 年度当初予算） 採択数 11 件 地域イントラネット基盤施設整備事業（平成 21 年度補正予算） 採択数 1 件
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成 22 年 7 月 15 日） 「廃止・民営」
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成 20 年 12 月 8 日） 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px auto;"> ✖ </div>	<p>上記①及び②の事務に係る助成事業は、いずれも本省の予算により実施しており、かつ①の事務に係る助成のうち情報通信基盤の整備は平成 21 年度予算に係る事業をもって廃止される。</p> <p>他方、知事会 P T からは「情報通信による地域振興等（地方自治体に対する助成）」については、廃止・民営化すべきとの要望がなされており、その要望内容を具体的に精査する必要があるものの、出先機関が担っている事務を仕分けると次のとおりである。</p> <p>（総論）</p> <p>○ 『光の道』構想は、国において推進すべきものである（主要国においても、ブロードバンド整備とその利活用の促進は、国家レベルで推進）。</p> <p>○ また、広域における ICT 利活用標準仕様等の全国普及を図るに当たっては、活用可能な事業者のネットワークや電波事情等を熟知しつつ、ICT を通じた地域の課題解決の在り方とともに全国の ICT 利活用事例を把握している国が関与する</p>

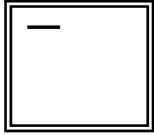
	<p>ことが適当。</p> <p>(個別事務に関する補足)</p> <p>① 情報通信基盤の整備及び公共分野における ICT 利活用の促進の実施に際しての申請書類の受付・形式審査</p> <p>本事務は、国が先進的 ICT の導入・利活用に係る委託事業等を実施するにあたって、国と事業主体の間での委託契約を締結等する際の申請・提案書類等の窓口での受付や書類具備・金額計算の確認といった形式審査の事務であり、事務内容は定型的で、かつ事務量が微少である。</p> <p>また、本事務の内容は定型的なものであるが、形式審査のために必要な要綱を本省において策定しており、審査事務に当たる担当者は、要綱の内容を網羅的に把握しておくことが必要となる。</p> <p>したがって、当該事務への対応のために、各地方自治体それぞれに所要の執行体制を整備することは、行政効率が非効率であると考えられることから、国において実施することが適切。</p> <p>② 複数の市町村域・県域にまたがる ICT 利活用を推進するための、ICT 導入の標準仕様策定に向けた支援事務</p> <p>本事務は、国が効果的・効率的な ICT 利活用の普及拡大の観点から、複数の市町村域・県域にまたがった広域連携による ICT 導入に係る標準仕様（有効性・安全性を含めた最適な ICT 関連機器・システムの導入手法等）を策定するにあたって必要となる、事業主体への効果検証・分析調査に係る基礎的データの収集事務、学識者、ICT 関係事業者等幅広い主体から ICT 技術面・人材面での意見・アドバイス等を聴取する際の連絡事務である。</p> <p>事務内容は定型的で、かつ事務量が微少であるため、当該事務への対応のために、各地方それぞれに所要の執行体制を整備することは、行政効率が非効率であると考えられることから、国において実施することが適切。</p> <p>③ これまでの事業主体に対する会計検査院の現地検査対応</p> <p>本事務は、これまでの国の事業に係る会計検査の対応であり、場合によっては補助金の返還（行政処分）や委託金の減額にも及ぶ可能性もあることから、事業主体に対して、ICT 機器・システムの調達方法、財産管理・処分方法など、補助金適正化法やこれまでの会計検査院の指摘事項などを踏まえた専門的なアドバイス・フォローが必要となる。</p> <p>また、先進的 ICT の導入に係る事業が検査対象となる場合、会計検査院の質問も専門領域に及ぶことが考えられ、これに対応するためには、ICT 専門家・事業者等と迅速かつ適切な情報共有・相談などを行える、ICT 機器・システムの機能・特性を熟知した専門人材が不可欠である。</p> <p>以上のことから、当該会計検査に備えて、各地方自治体それぞれに所要の執行体制を整備することは行政効率が非効率であると考えられることから、国において実施することが適切。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：総合通信局

整理番号（ 11 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）

事務・権限名	公共情報サービスシステムに係る標準仕様の策定（民間に対する委託実験）
事務・権限の概要	<p>(1) 概要</p> <p>① 公共情報サービスシステムに係る標準仕様（地域情報プラットフォーム）とは、様々なシステム間の連携（電子情報のやりとり等）を可能にするために定めた、各システムが準拠すべき業務面や技術面のルール。</p> <p>(例) 業務システムのデータ項目やインタフェースの標準、データ形式や通信手順の標準等</p> <p>② 地方公共団体においては、地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築を行うことで、システムの効率化が可能。</p> <p>③ 併せて、システム間連携を前提とする業務改革を行うことで、住民の利便性向上と行政効率化を図ることが可能。</p> <p>(例) 複数手続を総合窓口等でまとめて申請、添付書類・手続を省略、行政側からその住民が利用可能なサービスを案内</p> <p>なお、公共情報サービスシステムに係る標準仕様の策定（民間に対する委託実験）は、本省で行っている。</p> <p>(2) 根拠法令 総務省設置法第28条第1項 総務省組織規則第274条</p> <p>(3) 関係する計画・通知等 —</p> <p>(4) 出先機関が実施している具体的な業務内容 なし。</p> <p><参考>地方公共団体間、地方公共団体・国・民間間等における業務システム連携による便利で効率的なサービスの実現を目指し行っている標準仕様の策定や実証実験については、地域の枠を超えた業務システム連携が円滑に行えるよう、業務面や技術面において、全国レベルで標準的なルール（標準仕様）を定める必要があることから、従来から国（本省）で行ってきており、今後も国（本省）が行うことが適当である。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	—
事務量（アウトプット）	現在総合通信局等で行っている事務はない。
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日) 「地方移管」
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日) 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』
自己仕分け 【仕分け結果】	本事務はすべて本省で実行しており、現在総合通信局等で行っている事務はない。
	
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：総合通信局

整理番号（ 12 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）（対民間）
事務・権限の概要	<p>（１）目的 地域が必要としている ICT に関する情報を提供、あるいは相談に応じるにより地域における ICT の導入・利活用の促進を図り、地域経済社会の活性化を図る。</p> <p>（２）根拠法令 総務省設置法第 28 条第 1 項 総務省組織規則第 274 条</p> <p>（３）関係する計画・通知等 ・新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定） 情報通信技術の利活用による国民生活の利便性の向上等が唱われている。 ・原口ビジョンⅡ（ICT 維新ビジョン 2.0）（平成 22 年 5 月 6 日 総務省） 地域における ICT 利活用の促進（2013 年までに、「地域の ICT 利活用率」を倍増）が盛り込まれている。</p> <p>（４）出先機関が実施している具体的な業務 ① 一般的な ICT 導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策、国が既に公表した優良事例等の各ブロック内民間団体への更なる周知・啓発 ② 国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的な ICT 導入に係る相談・アドバイス、放送コンテンツ製作の取引適正化に関する周知</p>
予算の状況 （単位：百万円）	総合通信局等（11 局）の経費のうち一般財源（8,978 百万円）の内数
関係職員数	総合通信局等（11 局）の定員（1,387 人）の内数
事務量（アウト プット）	<p>セミナー、シンポジウム等の開催件数（民間団体への訪問件数を含む。） 平成 21 年度：171 件 平成 20 年度：213 件 ・「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の地域説明会の開催件数 平成 21 年度：11 件（各総合通信局で開催）</p>
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成 22 年 7 月 15 日） 「地方移管」
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成 20 年 12 月 8 日） 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』
自己仕分け 【仕分け結果】 ※	<p>民間向けの情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）については、一般的な ICT 導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策、国が既に公表した優良事例等の各ブロック内民間団体への更なる周知・啓発については自治体を実施し、国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的な ICT 導入に係る相談・アドバイス等に関する広報啓発は国自らが実施する必要があると考えられる。その理由は次のとおりである。</p> <p>①一般的な ICT 導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策、国が既に公表した優良事例等の各ブロック内民間団体への更なる周知・啓発 その有効性・安全性が十分に確立されている一般的 ICT を中心として、その導入が十分に進んでいない民間団体に対する、相談・アドバイス、国から入手した ICT 利活用に関する公表情報（支援策、優良事例等）の更なる周知・啓発（セミナー・シンポジウム等）の実施については、積極的・先端的に ICT 利活用に取り組んで成果を上げている地方自治体において実施することが適切。</p> <p>②国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的な ICT 導入に係る相談・アドバイス、放送コンテンツ製作の取引適正化に関する周知 技術革新の著しい情報通信分野に関しては、最新の動向をフォローすることが重要であり、国の ICT 戦略、電波・放送、セキュリティ・安心・安全分野、先進的な ICT の利活用等に関する国による最新の施策については、国で周知・啓発を行うのが適切。</p>

	<p>例えば、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」については、放送事業者を所管する総務省として、下請法等の法令に照らした取引適正化を図り、より透明で公正な製作取引の実現に向けてガイドラインを作成しているところであり、また、各地の放送事業者や番組製作事業者に対する調査等の協力や依頼を行うことがあるため、専門的な知識を有した総務省が行う必要がある。よって、本業務を自治体に移管することは困難であり、国で周知を行うことが適切。</p> <p>仮に、地方自治体ごとに情報通信分野の動向の把握度合いが異なり、その対応に相違が生じた場合、地域によっては、安全水準が異なる事態を招きかねないことから、国による最新の施策については、国で周知・啓発を行うことが適切。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：総合通信局

整理番号（ 13 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）（対地方自治体）
事務・権限の概要	<p>(1) 目的 地域が必要としている ICT に関する情報を提供、あるいは相談に応じるにより地域における ICT の導入・利活用の促進を図り、地域経済社会の活性化を図る。</p> <p>(2) 根拠法令 総務省設置法第 28 条第 1 項 総務省組織規則第 274 条</p> <p>(3) 関係する計画・通知等 ・新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定） 情報通信技術の利活用による国民生活の利便性の向上等が唱われている。 ・原口ビジョンⅡ（ICT 維新ビジョン 2.0）（平成 22 年 5 月 6 日 総務省） 地域における ICT 利活用の促進（2013 年までに、「地域の ICT 利活用率」を倍増）が盛り込まれている。</p> <p>(4) 出先機関が実施している具体的な業務 ① 一般的な ICT 導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内地方自治体への更なる周知・啓発 ② 国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的な ICT 導入に係る相談・アドバイス</p>
予算の状況 （単位：百万円）	総合通信局等（11 局）の経費のうち一般財源（8,978 百万円）の内数
関係職員数	総合通信局等（11 局）の定員（1,387 人）の内数
事務量（アウトプット）	セミナー、シンポジウム等の開催件数（地方自治体への訪問件数を含む。） 平成 21 年度：325 件 平成 20 年度：185 件
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成 22 年 7 月 15 日） 「廃止・民営」
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成 20 年 12 月 8 日） 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』
自己仕分け 【仕分け結果】 ※	<p>自治体向けの情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）については、一般的な ICT 導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内地方自治体への更なる周知・啓発については自治体が担い、国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的な ICT 導入に係る相談・アドバイス等に関するものは国自らが自治体に周知する必要があると考えられる。その理由は次のとおりである。</p> <p>① 一般的な ICT 導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内地方自治体への更なる周知・啓発 その有効性・安全性が十分に確立されている一般的 ICT を中心として、その導入が十分に進んでいない地方自治体に対する、相談・アドバイス、国から入手した ICT 利活用に関する公表情報（支援策、優良事例等）の更なる周知・啓発（セミナー・シンポジウム等）の実施については、積極的・先端的に ICT 利活用に取り組んで成果を上げている地方自治体において実施することが適切。</p> <p>② 国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的な ICT 導入に係る相談・アドバイス等 技術革新の著しい情報通信分野に関しては、最新の動向をフォローすることが重要であり、例えば、電子政府・電子自治体、セキュリティ・安心・安全分野、先進的な ICT の利活用等に関する国による最新の施策については、国で周知・啓発を行うのが適切。 仮に、地方自治体ごとに情報通信分野の動向の把握度合いが異なり、その対応に相違が生じた場合、地域によっては、安全水準が異なる事態を招きかねないことが</p>

	らも、国による最新の施策については、国で周知・啓発を行うことが適切。
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：総合通信局等 整理番号（ 14 ）

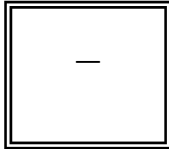
事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	放送局の許認可等
事務・権限の概要	<p>(1) 目的 地域における放送をする無線局の設置及び運用の適正化について、電波法及び放送法等関係法令に基づく許認可等事務により維持し、受信者の利益を保護するとともに放送を公共の福祉に適合するように規律し、健全な発達を図る。</p> <p>(2) 根拠法令 ① 所掌事務規程 総務省設置法第28条第1項 総務省組織規則第275条 ② 具体的事務の根拠法令 電波法、放送法等</p> <p>(3) 関係する計画・通知等 ① 放送普及基本計画（告示） ② 放送用周波数使用計画（告示） ③ 電波法関係審査基準（訓令） 等</p> <p>(4) 総合通信局等が実施している具体的な業務内容 ア. 電波法に基づく放送局の免許及び検査 放送局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなくてはならないこととされており、総合通信局等は、当該免許手続に係る事務を行うほか、5年毎に行う再免許手続に係る事務、無線設備の設置場所変更等に伴う変更等許可に係る事務及び放送局に関する検査に係る事務を実施。 イ. その他 放送事業者は放送法に基づき、暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をすることとされており、総合通信局等においては、災害時の情報の収集・伝達の確保について、中央防災会議の要請も踏まえ、放送事業者あて対応を求めている。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	総合通信局等（11局）の経費のうち一般財源（8,978百万円）の内数。
関係職員数	総合通信局等（11局）の定員（1,387人）の内数
事務量（アウト プット）	放送局免許処理件数：4,718件（21年度）
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日） 「国」
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日） 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C - c</div>	<p>(地域主権戦略大綱P 8 (注) ①、②、③、④に該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送局が使用する電波は行政区域とは無関係に伝搬・拡散するという特性があり、他地域に設置された放送局と同じ周波数の電波の使用は当該利用地区の潜在電界の状況や無線設備の技術的条件によって、当該放送局間で混信が発生するおそれがある。 ・ このような電波特有の物理的性質も踏まえ、放送局の運用に支障が発生しないよう、放送局に指定する電波の周波数管理は、全国的視点で国が行っている。また、放送局の技術的条件を含め放送局間でその運用に支障が生じない免許となるよう、免許等許認可事務は、専門的な訓練を受け実務を経験した者が担い、総合通信局において判断が困難な場合は本省に指示を伺う等、法令面・技術面での審査を行っている。 ・ 当該業務に携わる実務担当者は、放送局免許に係る許認可事務のみならず、本省や総合通信局内における他の無線局許認可部門や電波監視部門の経験を積んで能力を高め、関連法令に基づく適正な許認可事務の持続的な事務執行に備えている。 ・ NHKや東京キー局に代表されるように、複数の地方公共団体をまたぐ放送事業者もあり、そのような放送の実施形態や前述した許認可事務の人的資源育成の観点を踏まえ、放送局の許認可は、一の地方公共団体による許認可によらず、放送行政として総合的、一体的に取り組むことが重要である。 ・ 仮に放送局許認可事務を地方公共団体に委譲し、地方公共団体間で相互に混信が発生させてしまうような免許とその運用が行われた場合、災害時等緊急時の放送に著しい支障を及ぼす懸念がある。 <p>以上の理由から、放送局の許認可等に係る事務については、引き続き総合通信局において実施することが適当である。</p>
<p>備考</p>	

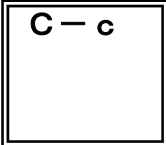
事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：総合通信局

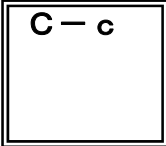
整理番号（ 15 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	民放テレビ難視聴解消事業
事務・権限の概要	<p>(1) 目的 地域における放送をする無線局の設置及び運用の適正化について、電波法及び放送法等関係法令に基づく許認可等事務により維持し、受信者の利益を保護するとともに放送を公共の福祉に適合するように規律し、健全な発達を図る。</p> <p>(2) 根拠法令 ① 所掌事務規程 総務省設置法第28条第1項 総務省組織規則第275条 ② 具体的事務の根拠法令 —</p> <p>(3) 関係する計画・通知等 —</p> <p>(4) 総合通信局等が実施している具体的な業務内容 ① 山間地等地形的条件により、民放のアナログテレビ放送が1chも良好に視聴出来ない地域に、市町村が放送用中継局や共同受信施設を整備する場合に、当該整備費用の一部を国が補助（～平成20年）してきたもの ② 本事業は、平成20年度で終了</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	—
事務量（アウト プット）	
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日） 「地方移管」
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月17日） 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』
自己仕分け 【仕分け結果】 	本事業は、平成20年度で終了済みである。
備考	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名：総合通信局	整理番号（ 16 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	日本放送協会の監督		
事務・権限の概要	<p>(1) 目的 公共放送として高い公共性を求められるNHKの適切な業務運営を確保するため、放送法等の規定により適切にその監督を行い、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る。</p> <p>(2) 根拠法令 ① 所掌事務規定 総務省設置法第28条第1項 総務省組織規則第275条 ② 具体的事務の根拠法令 電波法、放送法</p> <p>(3) 出先機関が実施している具体的な業務内容 日本放送協会の放送局に関して出先機関が行う事務は、一般の放送局に対するものと基本的に同じである。 また、一般の放送事業者とは異なり、日本放送協会は放送を休止した場合の総務大臣の認可又は総務大臣への届出が必要とされており、総合通信局は、これに関する事務を行う。</p>		
予算の状況 (単位:百万円)	総合通信局等(11局)の経費のうち一般財源(8,978百万円)の内数。		
関係職員数	総合通信局等(11局)の定員(1,387人)の内数		
事務量(アウト プット)	認可数0件、届出数45件(平成21年度)		
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日) 「国」		
その他各方面の 意見			
既往の政府方針 等	地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日) 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』		
自己仕分け 【仕分け結果】 	<p>(地域主権戦略大綱P8(注)①に該当)</p> <p>日本放送協会は、「公共の福祉のために、あまねく全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的とする」法人であるので、自治体が当該法人の監督をしたのでは、その法人の設立目的を達成できない。</p> <p>また、協会の放送局に係る許認可、各種届出に係る事務を出先機関が行うことはあるが、これは協会に限らず全ての放送局に通じることであり、協会のみを特別に取り扱うことはできない。これらの事務は放送法等の規律の下、他の放送局と同様に取り扱う必要がある。</p> <p>以上の理由から、日本放送協会の監督は引き続き国(総合通信局)で一元的に行うことが適当である。</p>		
備考			

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名：総合通信局	整理番号（ 17 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	放送大学学園の監督		
事務・権限の概要	<p>(1) 目的 大学教育のための放送の普及発達を図ることを目的とする放送大学学園の放送業務の適切な運営を確保するため、放送大学学園法等の規定により適切にその監督を行い、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る。</p> <p>(2) 根拠法令 ① 所掌事務規定 総務省設置法第28条第1項 総務省組織規則第275条 ② 具体的事務の根拠法令 電波法、放送法</p> <p>(3) 出先機関が実施している具体的な業務内容 放送大学学園は、毎年度の事業計画について主務大臣（総務大臣及び文部科学大臣）の認可を受ける必要があるが、総務大臣の事務・権限は、主にその放送に係る部分であり、出先機関が行う事務は、一般の放送局に対するものと基本的に同じである。 また、一般の放送事業者と異なり、放送大学学園は放送を休止した場合の総務大臣の認可又は総務大臣への届出が必要とされており、総合通信局は、これに関する事務を行う。</p>		
予算の状況 (単位:百万円)	総合通信局等(11局)の経費のうち一般財源(8,978百万円)の内数		
関係職員数	総合通信局等(11局)の定員(1,387人)の内数		
事務量(アウトプット)	該当なし(平成21年度)。		
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日)「国」		
その他各方面の意見			
既往の政府方針等	地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日)『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』		
自己仕分け 【仕分け結果】 	<p>(地域主権戦略大綱P8(注)①に該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> 放送大学学園の放送局に係る許認可、各種届出に係る事務を出先機関が行うことはあるが、これは放送大学学園に限らず全ての放送局に通じることであり、放送大学学園のみを特別に取り扱うことはできない。これらの事務は放送法等の規律の下、他の放送局と同様に取り扱う必要がある。 放送局の許認可事務は、専門的な訓練を受け実務を経験したものが、法令面・技術面で審査を行っており、一地方公共団体による許認可によらず、放送行政として総合的、一体的に取り組むことが重要である。 <p>○以上の理由から、仮に自治体間の広域の実施体制整備が行われても、当該体制に隣接する自治体との関係を鑑みた場合、上記と同様の支障が生じ、放送大学学園の監督に係る事務は引き続き国(総合通信局)で一元的に行うことが適当である。</p>		
備考			

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 総合通信局 整理番号（ 18 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	ケーブルテレビ等の許認可等
事務・権限の概要	<p>(1) 目的 有線テレビジョン放送法及び電気通信役務利用放送法に基づき、有線テレビジョン放送等の受信者の利益を保護するとともに、有線テレビジョン放送等の健全な発達を図ること。</p> <p>(2) 根拠法令 ①所掌事務規定 総務省設置法第28条第1項 総務省組織規則第275条 ②具体的事務の根拠法令 有線テレビジョン放送法、電気通信役務利用放送法 等</p> <p>(3) 関係する計画・通知等 —</p> <p>(4) 出先機関が実施している具体的な業務 ①有線テレビジョン放送法に基づく有線テレビジョン放送施設の設置許可等の事務（技術基準の審査を含む。） ②電気通信役務利用放送法に基づく有線役務利用放送事業者の登録等の事務（技術基準の審査を含む。） ③有線テレビジョン放送法に基づく「区域外再送信」の紛争処理に関する事務。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	総合通信局等(11局)の経費のうち一般財源(8,978百万円)の内数
関係職員数	総合通信局等(11局)の定員(1,387人)の内数
事務量(アウトプット)	<p>有線テレビジョン放送施設許可件数 21件(平成20年度)</p> <p>有線テレビジョン放送施設変更許可件数 1043件(平成20年度)</p> <p>有線役務利用放送事業登録件数 1件(平成20年度)</p> <p>有線役務利用放送事業変更登録件数 37件(平成20年度)</p> <p>区域外再送信 再送信件数 531件(平成22年1月末現在) 今後同意を求める再送信 361件(平成22年1月末現在)</p>
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日)「地方移管」
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日)『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』
自己仕分け 【仕分け結果】 ※	<p>ケーブルテレビ等に係る事務は、近年特に通信・放送の技術・制度に精通した専門性が必要となっている。これらの業務は引き続き本省指揮の下、国による一様の規律を要する事務である。</p> <p>知事会PTからは「ケーブルテレビ等の許認可等」について地方移管との要望が寄せられているが、ケーブルテレビ等に係る事務は、次の理由から、国による一律の規律を要する事務であるので、自治体側の要求内容が不明なところを今後確認・精査して対応したい。</p> <p>(1) 高い専門性の確保 ケーブルテレビは、現在、地上テレビと同様に重要な生活インフラとなっており、ブロードバンド通信サービスなども提供する総合メディアとなっており、その許認可に当たっては最新の通信・放送技術面での審査が必要となっているほか、他の放送事業者と同様、ケーブルテレビ事業者に課せられる施設・業務面の両方での規律の適正な運用を確保するため、高度かつ専門性の高い業務を担う人材を全国一律に確保する必要がある。</p> <p>(2) 放送政策としての整合性の確保 地上テレビ放送のデジタル化完全移行に向けた放送政策の一環として、ケーブルテレビが地上テレビ放送を補完、受信障害の解消を図るなど放送政策全体との整合性が不可欠となっている。</p> <p>また、ケーブルテレビ事業者は、他の放送事業者と同様、施設・業務面の両方で、規律の適正な運用を確保する必要があり、放送に関する規律の運用には、他の放送</p>

	<p>との整合性を確保しつつ、慎重に行う必要がある。</p> <p>加えて、近年、県域を越えて全国で事業展開をするケーブルテレビ事業者が多数おり、地域ごとに規律の運用が異なると、事業者に混乱が生じ、ひいては受信者の利益が損なわれる恐れがある。</p> <p>(3) 再送信同意問題を巡る紛争処理への対応</p> <p>再送信同意を巡る地上放送事業者とケーブルテレビ事業者間の協議には、地元の関係者との連絡調整や、当事者間の協議を促す両事業者への適切な指導等が必要である。</p> <p>また、この問題解決には、東京キー局との調整や準司法の紛争処理手段なども必要となり、これらの対応には国による一元的な実施が不可欠である。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名：総合通信局	整理番号（ 19 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	電波有効利用の促進（周波数の割当計画等の策定）		
事務・権限の概要	<p>(1)目的 電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進すること。</p> <p>(2)根拠法令 ①所掌事務規定 総務省設置法第28条第1項 総務省組織規則第276条 ②具体的事務の根拠法令 電波法</p> <p>(3)関係する計画・通知等 —</p> <p>(4)出先機関が実施している具体的な業務内容 ・地域周波数利用計画の策定・見直し ・地域活性化等に資する電波利用の促進に関する周知啓発活動 ・地域のニーズに基づく電波利用の技術的な調査検討 ・無線局に関する情報の公表 等</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	総合通信局等（11局）の経費のうち一般財源（8,978百万円）及び電波利用料財源（4,847百万円）の内数		
関係職員数	総合通信局等（11局）の定員（1,387人）の内数		
事務量（アウト プット）			
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日）「国」		
その他各方面の 意見			
既往の政府方針 等	地方分権推進委員会 第二次勧告 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』		

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>(例)</p> <p>C - c</p> </div>	<p>(地域主権戦略大綱P8 (注)①、③に該当)</p> <p>電波は行政区域とは無関係に伝搬するだけでなく、地理的条件(山、海、平地、建物等)にも大きく影響を受け、小規模無線局の審査といえども、電波の特性上、意図しないエリアへの伝搬は無視できず、混信源としての伝搬エリアは実用エリアをはるかに越えることもあるため、地方総合通信局での無線局の免許審査には全国的視点と地域的視点のいずれもが要求され、かつ、日進月歩の勢いにある電波利用技術に関する極めて専門的かつ高度な知識が必要となっている。</p> <p>また、他の無線局との混信等を防ぐため、地方総合通信局では、無線局免許の判断基礎となる地域の周波数割当計画(割り当てることが可能である周波数の一覧)の策定や見直しを実施している。この計画は国際的な周波数分配の下、限られた周波数資源を最大限に活用できるよう地域的・全国的な周波数利用状況や将来的なニーズを踏まえて作成されるものであり「無線局の免許等」と一体不可分の事務である。また、法令に基づく適正な運用が求められ、国全体での電波の適正利用推進の取組とともに一体不可分で行うことが重要であることから、電波有効利用の促進(周波数の割当計画等の策定)に係る事務は、引き続き総合通信局において実施することが適当である。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名：総合通信局	整理番号（ 20 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	無線局の免許等		
事務・権限の概要	<p>(1)目的 電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進すること。</p> <p>(2)根拠法令 ①所掌事務規定 総務省設置法第28条第1項 総務省組織規則第276条 ②具体的事務の根拠法令 電波法等 (3)関係する計画・通知等 — (4)出先機関が実施している具体的な業務内容 ・無線局の免許及び検査 ・無線局免許人に対する指導等</p>		
予算の状況 (単位:百万円)	総合通信局等(11局)の経費のうち一般財源(8,978百万円)の内数		
関係職員数	総合通信局等(11局)の定員(1,387人)の内数		
事務量(アウトプット)	免許等処理件数:約300,000件(20年度)、約320,000件(21年度) 検査件数(書面検査含む):約81,000件(20年度)、約80,000件(21年度)		
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日)「国」		
その他各方面の意見			
既往の政府方針等	地方分権推進委員会 第二次勧告 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』		
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C - c</div>	<p>(地域主権戦略大綱P8(注)①、③に該当)</p> <p>電波は行政区域とは無関係に伝搬するだけでなく、地理的条件(山、海、平地、建物等)にも大きく影響を受け、小規模無線局の審査といえども、電波の特性上、意図しないエリアへの伝搬は無視できず、混信源としての伝搬エリアは実用エリアをはるかに越えることもあるため、地方総合通信局における無線局の免許審査には全国的視点と地域的視点のいずれもが要求され、かつ、日進月歩の勢いにある電波利用技術に関する極めて専門的かつ高度な知識が必要となっている。</p> <p>また、電波の特性から、他の無線局との混信等を防ぐため、電波法等に基づいて無線局が適正に運用される必要があり、免許に当たっては長距離通信を行う無線局</p>		

	<p>や全国的・広域的に移動する無線局等との免許の調整が必要となるため、自治体間の広域的实施体制の組合せは無限になる。更に、災害時や国の安全保障に係る緊急時には、重要通信や非常通信を確保するための無線局に対し緊急に免許を付与することも必要である。</p> <p>このように、無線局の免許等は、法令に基づく適正な運用が求められ、国全体での電波の適正利用推進の取組とともに一体不可分で行うことが重要である。</p> <p>以上の理由から、無線局の免許等に係る事務については、引き続き総合通信局において実施することが適当である。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：総合通信局

整理番号（ 21 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）

事務・権限名	無線従事者の免許
事務・権限の概要	<p>(1) 目的 無線局の無線設備の適切な運用・操作を通じて、電波の能率的な利用を確保すること。</p> <p>(2) 根拠法令 ① 所掌事務規定 総務省設置法第28条第1項 総務省組織規則第276条 ② 具体的事務の根拠法令 電波法等</p> <p>(3) 関係する計画・通知等 —</p> <p>(4) 出先機関が実施している具体的な業務内容 ・ 無線従事者免許の申請審査及び免許付与 ・ 無線従事者となるための能力確認の適正な実施の確保（国家試験の実施の監督・指導、無線従事者養成課程の認定・監督、大学等の科目の内容確認等）</p>
予算の状況 (単位:百万円)	総合通信局等(11局)の経費のうち一般財源(8,978百万円)の内数
関係職員数	総合通信局等(11局)の定員(1,387人)の内数
事務量(アウトプット)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無線従事者免許等処理件数：総計約 82,000 件 (20 年度)、約 86,000 件 (21 年度) ・ 国家試験実施回数(資格×実施地域)：延べ 845 回 (20 年度)、延べ 726 回 (21 年度) ・ 無線従事者養成課程の認定件数：約 1,300 件 (修了者数約 53,000 人) [20 年度] →1,500 件 (修了者数約 64,000 人) (21 年度) ・ 科目確認：約 160 校約 1,000 件 (累計) [20 年度] →約 170 校約 1,160 件 (累計) [21 年度]
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日) 「国」
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	地方分権推進委員会 第二次勧告 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>C - c</p> </div>	<p>(地域主権戦略大綱P 8 (注) ①、④に該当)</p> <p>無線従事者は無線局の構成要素のひとつ(電波法第2条)とされ、無線従事者に係る事務は「無線局の免許等」と一体不可分の事務と位置付けられる。</p> <p>無線通信において、混信・妨害を発生させないよう留意しつつ必要な通信を確保するためには、無線通信の運用及び技術に関する専門的かつ高度な知識・技能が不可欠であり、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則(RR)等に基づき、世界的にも政府の発給による無線従事者免許等によりこれを担保している。</p> <p>無線従事者の免許は、合格した国家試験の受験地、養成課程の実施場所及び講習を受講した場所の都道府県を管轄する総合通信局等に申請することとされており、総合通信局では、免許の付与に係る事務を実施している。本事務は、事務量的にも限られた人数で実施しており、地方移譲によりかえって行政効率は低下すると考えられる。</p> <p>以上のことから、無線従事者の免許に係る事務・権限については、引き続き総合通信局において実施することが適当である。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名：総合通信局	整理番号（ 22 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	電波監理（電波の監視、不法無線局の探査・処分、電波の発射状況調査等）		
事務・権限の概要	<p>(1) 目的 不法・違法な電波による混信妨害等を防止・排除し、電波利用の秩序維持を通じて、電波の公平かつ能率的な利用を確保すること。</p> <p>(2) 根拠法令 ①所掌事務規定 総務省設置法第28条第1項 総務省組織規則第277条 ②具体的事務の根拠法令 電波法等 (3) 関係する計画・通知等 — (4) 出先機関が実施している具体的な業務内容 ・不法無線局の探査及び処分 ・電波の監視、無線局の運用監査等</p>		
予算の状況 (単位:百万円)	総合通信局等(11局)の経費のうち電波利用料財源(4,847百万円)の内数		
関係職員数	総合通信局等(11局)の定員(1,387人)の内数		
事務量(アウト プット)	<p>・不法・違法無線局の告発・指導件数:約3,500件(20年度)、約2,900件(21年度)</p> <p>・混信妨害の申告件数:約2,700件(20年度)、約2,500件(21年度)</p> <p>うち特定数:約1,300件(20年度)、約1,200件(21年度)</p>		
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日)「国」		
その他各方面の 意見			
既往の政府方針 等	地方分権推進委員会 第二次勧告 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』		
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C - c</div>	<p>(地域主権戦略大綱P8(注)①、③に該当)</p> <p>電波は行政区域とは無関係に伝搬し、混信妨害・混信被害も行政区域に関係なく広範囲に発生する。この混信源の探査・特定は、電波の特性上、発射源を徐々に絞り込み、最終的には近傍において実測する以外に方法はなく、地方移譲した場合、一体的かつ効率的な探査に欠かせない自治体間の広域的实施体制の組合せは無限にあり、かつ、自治体間の対応の相違(対応の乱れ)は移動しながら発射される不法電波や間欠的に発射される不法電波の探査に著しい支障を生じさせる。加えて、重要無線通信妨害においては国民の生命・財産に重大な被害を及ぼすおそれがある。</p> <p>このため、各地方総合通信局(全11局)の電波監視に関する管轄区域は、行政</p>		

	<p>区域とは無関係に伝搬する電波の特性を踏まえ、電波の監視活動の円滑な対応のために「全国一円」とされており。(総務省組織令第138条第2項、総務省組織規則第272条・第300条)、電波監視システムの監視施設を使用した探査活動の実施、不法・違法無線局の告発・指導のほか、重要無線通信等に対する混信・妨害の特定・排除等、電波の監視に係る事務を行っている。</p> <p>電波の監理は、法令に基づく適正な運用が求められ、専門かつ高度な知識が必要であり、国全体での電波の適正利用推進の取組とともに一体不可分で行うことが重要である。</p> <p>以上のことから、電波の監理（電波の監視、不法無線局の探査・処分、電波の発射状況調査等）に係る事務は、引き続き総合通信局において実施することが適当である。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：総合通信局		整理番号（ 23 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）		
事務・権限名	高周波利用設備の許可・監督	
事務・権限の概要	<p>(1) 目的 高周波利用設備が副次的に発射する電波は無線局に対する妨害源となるため、これの適正な管理を通じて、電波の能率的な利用を確保すること。</p> <p>(2) 根拠法令 ① 所掌事務規定 総務省設置法第28条第1項 総務省組織規則第277条 ② 具体的事務の根拠法令 電波法等</p> <p>(3) 関係する計画・通知等 —</p> <p>(4) 出先機関が実施している具体的な業務内 高周波利用設備の許可等</p>	
予算の状況 (単位:百万円)	総合通信局等(11局)の経費のうち電波利用料財源(4,847百万円)の内数	
関係職員数	総合通信局等(11局)の定員(1,387人)の内数	
事務量(アウト プット)	許可等処理件数:約6,000件(20年度)、約6,000件(21年度)	
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日)「国」	
その他各方面の 意見		
既往の政府方針 等	地方分権推進委員会 第二次勧告 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C-c</div>	<p>(地域主権戦略大綱P8(注)①、③、④に該当)</p> <p>高周波利用設備(ワイヤレスカードシステム、工業用加熱設備、医療用設備等)が副次的に発射する電波は、行政区画とは無関係に伝搬し、無線局に対する妨害源となるため、他の無線局に影響を及ぼさないよう、原則として設置許可を受けるよう電波法で定められている。</p> <p>許可申請の審査は、技術基準への適合や申請に係る周波数使用による他の通信への影響などから判断しているが、設備から漏洩する電波が他の無線通信に妨害を与えるおそれがあるため、設備の設置場所については、その設置場所を管轄内とする地方総合通信局において現地調査等を実施し、把握・確認の上判断する必要がある。</p>	

	<p>また、近年、当該設備の利用が拡大しており、設備許可申請の審査に係る事務量も増加しているが、電波の適正な管理の観点からは、国が定める電波法令及び技術基準に基づき許可に係る事務を行う必要があり、「無線局の免許等」を行う各総合通信局において一体的に実施することが必要かつ合理的である。</p> <p>なお、高周波設備の許可・監督に係る事務の実施にあたっては、技術面での適合を確認するなど一定の執行体制が不可欠となるが、現在でも限られた人数の担当者が他の業務を兼任して行っているほか、当該設備がテレビや携帯電話、非常時の通信等、国民生活に密着し、生命、財産を守るために重要な役割を果たしている無線通信に与える影響の大きさを考慮すると、地方自治体の実施する業務としてはなじまないと考えられる。</p> <p>以上のことから、高周波設備の許可・監督に係る事務・権限については、引き続き総合通信局において実施することが適当である。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：総合通信局		整理番号（ ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）		
事務・権限名	登録点検事業者の登録・監督	
事務・権限の概要	<p>(1) 目的 無線設備等の点検事業の適正な実施確保を通じて、電波の能率的な利用を確保すること。</p> <p>(2) 根拠法令 ① 所掌事務規定 総務省設置法第28条第1項 総務省組織規則第277条 ② 具体的事務の根拠法令 電波法等</p> <p>(3) 関係する計画・通知等 —</p> <p>(4) 出先機関が実施している具体的な業務内容 ・ 登録点検事業者の登録申請に対する審査及び登録 ・ 登録点検事業者に対する業務の監督等</p>	
予算の状況 (単位:百万円)	総合通信局等(11局)の経費のうち電波利用料財源(4,847百万円)の内数	
関係職員数	総合通信局等(11局)の定員(1,387人)の内数	
事務量(アウト プット)	登録点検事業者数:1,690事業者(20年度末)、1,723事業者(21年度末)	
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日)「国」	
その他各方面の 意見		
既往の政府方針 等	地方分権推進委員会 第二次勧告 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C - c</div>	<p>(地域主権戦略大綱P8(注)①、④に該当)</p> <p>登録点検事業者制度とは、無線局の落成検査、変更検査及び定期検査において、総務大臣の登録を受けた民間事業者(登録点検事業者)が行う無線局の点検の結果を活用するものである。</p> <p>登録点検事業者としての登録は、申請者側の利便を考慮する観点から、各総合通信局において実施されているが、登録点検事業者が行う点検結果が、無線局の免許等に直接反映されることから、登録時の審査事務だけではなく、点検事業者による電波法令違反に対する監督も併せて実施することが必要となっている。これらの審査や監督は、国が定める電波法令に基づき行われるものであり、かつ、全国各地に</p>	

	<p>存在する各事業者に対して同等の管理・監督を行うためには、「無線局の免許等」を行う各総合通信局において一体的に実施することが必要かつ合理的である。</p> <p>また、この事務は無線局検査の一部をなすもので、「無線局の免許等」と一体的に行うことが合理的であって、事務量的にも限られた人数の担当者が他の業務を兼任して実施しており、地方移譲によりかえって行政効率は低下すると考えられる。</p> <p>よって、登録点検事業者の登録・監督に係る事務・権限については、引き続き総合通信局において実施することが適当である。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 総合通信局	整理番号（ ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	電波利用環境保護に関する周知広報		
事務・権限の概要	<p>(1) 目的 不法・違法な電波利用の未然防止を図り、良好な電波利用環境を確保すること。</p> <p>(2) 根拠法令 ① 所掌事務規定 総務省設置法第28条第1項 総務省組織規則第277条 ② 具体的事務の根拠法令 電波法等</p> <p>(3) 関係する計画・通知等 —</p> <p>(4) 出先機関が実施している具体的な業務内容 ・ テレビ・ラジオや広報誌等を通じた正しい電波利用の普及啓発活動 ・ 相談窓口の開設 等</p>		
予算の状況 (単位:百万円)	総合通信局等(11局)の経費のうち電波利用料財源(4,847百万円)の内数		
関係職員数	総合通信局等(11局)の定員(1,387人)の内数		
事務量(アウト プット)	<p>【平成20年度】 地方・新聞(32紙)、CM広告:テレビ(131事業者)、ラジオ(94事業者) 公共交通広告:約27,000枚、電気機器店調査・指導:約620店舗 等</p> <p>【平成21年度】 地方・新聞(85紙)、CM広告:テレビ(116事業者)、公共交通広告:約52,000枚、 電気機器店調査・指導:約590店舗 等</p>		
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日「国」)		
その他各方面の 意見	—		
既往の政府方針 等	地方分権推進委員会 第二次勧告 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』		

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 3px double black; padding: 5px; text-align: center; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>C - c</p> </div>	<p>(地域主権戦略大綱P8 (注)①、④に該当)</p> <p>放送、携帯電話や警察・消防・防災行政無線等のように、国民生活に密着し、生命、財産を守るために重要な役割を果たしている電波については、その正しい利用方法や電波法令に対する正しい理解醸成の取組のほか、法令違反を未然に防ぐためにも日頃の広報活動が重要となっている。</p> <p>このため、総務省では、様々なメディアを通じた普及啓発を全国規模で実施しているほか、全国各地で、かつ多様な世代・層に対し、電波利用秩序の維持や不法無線局に対する注意を喚起するため、地方総合通信局において、地域メディアを通じた普及啓発活動を実施している。</p> <p>なお、電波利用環境保護に係る周知広報の活動は、「無線局の免許等」及び「電波監理（電波の監視等）」を補完する事務であり、国が行う電波監視活動や電波の適正利用推進の取組とともに一体不可分で行うことが重要であり、一定の執行体制が不可欠となる一方、事務量的にも限られた人数の担当者が他の業務を兼任して実施しており、地方移譲によりかえって行政効率は低下すると考えられる。</p> <p>以上のことから、電波利用環境保護に関する周知広報に係る事務・権限については、引き続き総合通信局において実施することが適当である。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

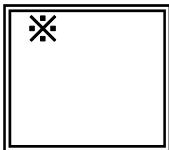
出先機関名：総合通信局		整理番号（ ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）		
事務・権限名	電波適正利用推進員活動の推進	
事務・権限の概要	<p>(1) 目的 国の電波監視活動等と連携して、良好な電波利用環境を確保すること。</p> <p>(2) 根拠法令 ① 所掌事務規定 総務省設置法第28条第1項 総務省組織規則第277条 ② 具体的事務の根拠法令 電波法等</p> <p>(3) 関係する計画・通知等 －</p> <p>(4) 出先機関が実施している具体的な業務内 電波適正利用推進員（21年度：約700人）への指導及び支援等</p>	
予算の状況 （単位：百万円）	総合通信局等（11局）の経費のうち電波利用料財源（4,847百万円）の内数	
関係職員数	総合通信局等（11局）の定員（1,387人）の内数	
事務量（アウト プット）	<p>1 電波適正利用推進員の活動実績</p> <p>【20年度】 周知啓発活動：約2,300件、混信等の相談：約120件、通信販売調査：約240件</p> <p>【21年度】 周知啓発活動：約2,600件、混信等の相談：約100件、通信販売調査：約240件</p> <p>2 電波適正利用推進員の活動に関する各総合通信局の活動</p> <p>① 電波適正利用推進員の委嘱：約700名（2年を超えない範囲で委嘱） ② 電波適正利用推進員の定例研修会の開催：各総合通信局管内1回（年間） ③ 電波適正利用推進員が行う周知広報活動に関する支援：随時</p>	
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日）「国」	
その他各方面の 意見	－	
既往の政府方針 等	地方分権推進委員会 第二次勧告 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』	

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>C - c</p> </div>	<p>(地域主権戦略大綱P8 (注)①、④に該当)</p> <p>「電波適正利用推進員」は、総務省が行う電波監視活動とあいまって、地域社会の草の根から電波の適正利用を推進するため、各総合通信局長が委嘱する地域の民間ボランティアであり、電波の正しい利用の必要性について地域住民に理解を求める活動や、混信など利用者からの相談の受付、相談窓口の紹介などの活動を実施している。</p> <p>各総合通信局では、無線通信に関する一定の知識・経験、電波の適正な利用に係る活動への理解と関心、居住地区事情の精通度などの要件を勘案し、2年を超えない範囲で電波適正利用推進員を委嘱している。また、各総合通信局においては、推進員に対する研修等を通じた指導、活動への支援のほか、推進員としての規律の維持、活動の遂行に支障があった場合の対応なども必要となっている。</p> <p>電波適正利用推進員の活動は総務省の行う電波監視活動を補完するものであり、「電波監理（電波の監視等）」とは一体不可分で行われるべきものであることから、地域内の適切な人材への職務の委嘱や、研修等を通じた指導、活動への支援に係る事務は、推進員の活動範囲となる各総合通信局において実施することが適切である。</p> <p>なお、本事務は、国が行う電波監視活動との連携下で行われる必要があり、一定の執行体制が不可欠となる一方、事務量的にも限られた人数の担当者が他の業務を兼任して実施しており、地方移譲によりかえって行政効率は低下すると考えられる。</p> <p>以上のことから、電波適正利用推進員活動の推進に係る事務・権限については、引き続き総合通信局において実施することが適当である。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 総合通信局 整理番号（ 24 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	信書便事業の監督
事務・権限の概要	<p>(1) 目的 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）に基づき、郵便法（昭和22年法律第165号）と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図ること。</p> <p>(2) 根拠法令 ①所掌事務規定 総務省設置法第28条第1項 総務省組織規則（平成13年総務省令第1号）第298条の3 ②具体的事務の根拠法令 民間事業者による信書の送達に関する法律 (3) 関係する計画・通知等 —</p> <p>(4) 出先機関が実施している具体的な業務内容 特定信書便事業に関する許認可（例：事業許可・信書便約款認可）等及び特定信書便事業者に対する検査等。 （二以上の総合通信局等の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を提供するものを除く。）</p>
予算の状況 （単位：百万円）	総合通信局等（11局）の経費のうち一般財源（8,978百万円）の内数
関係職員数	総合通信局等（11局）の定員（1,387人）の内数
事務量（アウト プット）	<p>（平成21年度の主な実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可37件（総通局長許可 30件／大臣許可 7件） ・ 信書便約款認可37件（総通局長認可 30件／大臣認可 7件） ・ 信書便管理規程認可37件（総通局長認可 30件／大臣認可 7件） ・ 協定・委託認可37件（総通局長認可 4件／大臣認可 33件） ・ 検査等57件（総通局長権限 49件／大臣権限 8件） <p>（平成20年度の主な実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可36件（総通局長許可 33件／大臣許可 3件） ・ 信書便約款認可36件（総通局長認可 33件／大臣認可 3件） ・ 信書便管理規程認可36件（総通局長認可 33件／大臣認可 3件） ・ 協定・委託認可13件（総通局長認可 4件／大臣認可 9件） ・ 検査等52件（総通局長権限 37件／大臣権限 15件）
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日） 「地方移管」
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日） 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』
自己仕分け 【仕分け結果】	<p>信書便事業に係る事務は、次の理由から国による一様の規律を要する事務だが、自治体側の要求内容が不分明なところを今後確認・精査して対応したい。</p> <p>（1）信書便事業は、一の都道府県区域を越えて事業を展開する者による引受物数が多く、全国的・広域的な情報流通ネットワーク（引受・区分・輸送・配達）を形成している。</p> <p>（2）他事業者との協定等を通じていつでも柔軟に全国的・広域的な繋がりを有することが可能であることから、個別の都道府県が他県における事業状況をチェック（検査・監督）することは容易ではなく、遅配・誤配等の重大事故につながるおそれがあることから、全国的・広域的な監督体制が必要である。</p> <p>（3）信書便事業は、国が確保すべき責務を負う郵便のユニバーサルサービスを確</p>



	<p>保しつつ、憲法に規定する「信書の秘密」を保障し、信書送達分野に民間事業者を参入させるものであることから、その監督に係る制度設計は、郵便ユニバーサルサービスと一体的に国が行うことが妥当である。</p> <p>(4) 各都道府県に事務権限を分散して移譲した場合、移譲される各県ごとの予想事務量は少なく、各県単位では行政効率が著しく非効率となってしまう。</p>
備考	